

送付6-19陳情審査部分抜粋

令和6年6月20日 議会運営委員会（未定稿）

○小野委員長 次に、④、送付6-19、請願書・陳情書のオンラインでの提出を可能とするよう求める陳情書の審査です。

事務局から情報提供はございますか。

○石綿局長 それでは、今回お配りをさせていただきました資料でございますが、前回岩佐委員から請願・陳情のオンライン化に関する課題等をまとめた資料があればということで、ご用意をさせていただいた資料でございます。一表にさせていただいておりますが、細々としたご説明は割愛させていただきますが、ざっとご説明をさせていただきますと、今回の法改正によりまして、請願のオンライン化が、法的に認められることになったことによりまして、国などからいくつかの方法論というのが提示されておりまして、それぞれに考えられるメリットと、それから想定される課題というものを私ども事務局としてまとめさせていただいた資料になってございます。こちらの資料をご覧くださいとおり、左側の方法として、5つの方法を明記してございます。一つは電子メール、それからもう一つはマイナポータル、これはいわゆるマイナンバーカードを用いるものでございます。それから区のポータルサイトを經由します電子申請のパターン、それから議会のホームページでございますが、これは区議会のホームページに、専用のフォームなどを設けて受け付けるものであるとか、あるいはグループウェア、クラウドサービスを活用したものだとか、方法としてはいくつかあるというような状況でございます。その右となり、提出者のメリットに関しましては、それぞれの手続きごとに、こちらに記載のとおり、便利になるであるとか、何らかのメリットは当然発生するよということでございます。一方で、想定される課題として掲載をさせていただいたものが、その横にございますけれども、それぞれ細々と課題というものは出てきてくるかなというのはございまして、総じて言えるのは、一つ大きな問題としては、本人確認の方法をいずれの方法で行くのか、こういった形でやるのかというのが検討を要する部分だろうなということと、それからこちらには直接書いてございませぬけども、現行の紙でいただいて、受け付けさせていただく取り扱いとの整合をどう図っていくのかという大きな問題があるかというのが私どもも勉強させていただいているところでございます。この背景としましては、国の考え方としては、請願ベースでオンライン化の整理がされているところを、地方の方では請願以外にも陳情の取り扱いもありますし、各議会で陳情の取り扱いも様々あるという状況もありまして、先般もご案内をさせていただきましたが、各議会とも今検討を鋭意しているということであったということも併せて情報提供させていただきます。ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。それでは、質疑を受けます。はい、林委員。

○林委員 請願で千代田区議会の請願を受理するときに、紹介議員と請願者はセットで受け付けているんですか、これまで。窓口。署名捺印の上だよ。

○石綿次長 請願をしたい方と、紹介をされる議員、仮に複数いらっしゃったとしても、そのすべての方がいらっしゃることを条件にしているということではございません。

○小野委員長 はい、林委員。

○林委員 そうすると請願者が書いたものを紹介議員が持ってくるのでも受け付けている。

○小野委員長 休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

○小野委員長 再開いたします。

○石綿次長 失礼いたしました。多いケースとしては、紹介議員の署名をいただいたものを、請願を出される方がお持ちいただいているというケースが多いという状況でございます。仮に請願者の方の署名をされたものを紹介議員がお持ちいただいてもいけないということは恐らくないかと思えます。

○小野委員長 はい、林委員。

○林委員 そうすると、請願の場合は、いずれにしても署名捺印が必要なんだよね。紹介議員の。だから窓口に来ないと、受けれないということになるのかな。他の国の法改正でどういう位置付けになっているのか。どうなっているのか。紹介議員の。

○石綿次長 例えばですね。実際のこの方法を採用している議会もあるのですが、電子メールを用いた請願の提出をオンラインで認めているケースとしては、この1番目のケースがありますが、請願者がまず電子メールで紹介議員に請願を提出される、まさにオンラインの部分ですね。紹介議員が請願者の情報や形式、請願内容を確認していただいて、この紹介議員が議長に請願を提出、これも例えばメールでやればまさにオンラインですが、こういう方法をとっているというようなことは、情報として持っているところであります。ただし、この請願者が、本人であるというところの確認の方法等については、状況によって、紹介議員にこれは本人だということ、間違いなく確認していただくようなことをお願いする部分が出てくるのかなと。この場合、どういう方法をやっていくかというのは、実際にはきちんと決めておくかどうかというあたりかなと思えます。それを紹介される議員が、日ごろから知っている方なので、この方は本人に間違いありませんよというような議員のご確認をもって、本人確認を済ませるという方法もあるのかもしれませんが、どういう形でやっているというところまでは、すみません。詳細までは私どもの方では把握しておりませんが、そういう方法もあるのかもしれませんが。

○小野委員長 はい、林委員。

○林委員 この陳情は、請願と陳情セットになってますけれども、請願と陳情、これ分けて議論する必要があると思うんですよね。千代田区の場合には、請願は付託になってますけど、陳情は送付になっているという形なんで、ちょっとそこをちゃんと、どちらにしても窓口、紹介議員なり、請願の場合は請願者なりが必ず、どちらかが来ないと、この手続きというのはできない。ですかね。

○石綿次長 ご指摘のとおり、本区の場合は、陳情であっても請願と同様に処理することができるよということで（発言する者あり）、すみません。まずご指摘のとおり、請願と陳情分けて考える必要があるかなと私ども思っているところでございますが、こと受付に関しては、同様の取り扱いを今させていただいているということもございまして、ある意味オンラインに関しても、そこは同様の取り扱いで対応をしていく必要があるのかなと思いつつながら今検討をしているところなんですけれども、方法論に関しては、今詳細な研究というところが、私ども議会を含めてですけれども、他の状況もなかなかまだ検討が進んでいないなというような印象を受けているということが調査によって分かって来た。お恥ずかしながらまだそういう段階であるというところでございます。様々なやり方というのが法改正からまだ日が浅いところもありますので、これから研究がなされていくかなというところだと、私ども認識をしております、できるだけ、そういった別な方法を見つければ

送付6-19陳情審査部分抜粋

令和6年6月20日 議会運営委員会（未定稿）

れば、私どもで見つけていきたいなと思いますし、他の議会で、別な方法が見つければ、そういったものも採用していきたいなと思ってございます。冒頭でも申し上げましたとおり、請願と陳情を分けて実際に受け付けた後、流れが変わっているというのは、これは事実でございます。この部分に関しては、他の議会も同様でありまして、陳情を受けて、送付制度というのは、千代田区のオリジナルのやり方であるかなと。一方で、付託という取り扱いを厳格にする議会もあるでしょうし、そうではなくて、付託にも送付にもしていないという議会もあるだろうと。今回の法改正によって、国で考えているのはあくまでも請願の取り扱いベースが基本だなと思っています。実際に地方の方では、この陳情という扱いが、様々な取り扱いがなされているというところが一番難しいところかなというような印象を受けているところでございます。長々と申し訳ございません。

○小野委員長 はい、林委員。

○林委員 ようは簡単に言うと、請願者の方は、いずれにしてもオンライン手続きになろうが、なっていない議会であろうが、議員なり請願者が必ず窓口に来る。来ないと収受できないこと。国でも。だから、そこも地方公共団体の議会に属している議員さんが、署名捺印のうえで請願になるわけですね。当該区の議員さんが窓口に来ないのに収受できるようになっちゃってる。これもオンラインになっていると。

○小野委員長 ちょっと一旦休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時32分再開

○小野委員長 再開いたします。

○石綿次長 お時間をお取りして申し訳ございませんでした。今、急場しのぎでお調べした状況で申し訳ないんですが、参議院では、今、請願の受付方法を改めて確認いたしましたが、どうも見る限りでは、紙でしかまだ受けていない状況かと思えます。これは地方自治法の改正によりまして、オンラインでも提出ができるよというような状況でありますので、今一斉にオンラインの受付もしなければならぬという状況ではないが故かなというふうに推察をいたしております。他の自治体の状況でございますが、私どもの方で、今年の4月に、各議会の方に、確認を正確にとったわけではないんですけども、ネット上で見る限りでは、この時点でオンラインでの請願、陳情を受け付けている23区、東京都を含めてですけども、まだ無いような状況でございました。その後の情報では、文京区は、メールなどで請願の受付をスタート、確か6月からだったと思うんですが、しているような情報は受けているところでございます。現状は以上でございます。

○小野委員長 はい、林委員。

○林委員 そうすると、文京区さんは区議会も独自色で、請願が多数出て、ほとんど常任請願審査しかやらないと。請願が多いんだよね。文京区は。そういうところは、議員さん個人が行くから。請願はできる規定だけど、実際は議員なり、請願者が窓口に来ないと、本会議の付託事項になるんで、重たいんで、なかなかできないのかな。千代田みたいな小さいところで、紹介議員までオンラインでやるとわけわかんなくなっちゃうのかなというのがあって。どうなんだろうかなと。文教を参考にしながら、一番請願が多い。陳情は陳情で、千代田の場合は、送付は一応住民。住民以外は参考送付という扱いにしているんで、ここのやり取りになると、メールできたものは参考送付しするとか。区民であっても。

送付6-19陳情審査部分抜粋

令和6年6月20日 議会運営委員会（未定稿）

窓口に来たものは送付にさせるとか。こういう分類にかけるといのは、各議会で決める。今は、住民は送付、区民は。区民以外は参考送付だけれども、もう一つカテゴリーを作って、電子申請できた陳情は、全部参考送付にすると。送付にかけないで。窓口に来たのは送付にするという分類も、千代田オリジナルでは、できないことはない。

○石綿次長 千代田オリジナルで送付制度は設けられていると同様に、そういったお取り扱いも議会の方で可とするのであれば、当然そういったことも可能かなと推察はいたします。

○小野委員長 この陳情、請願、今回オンラインでということだったんですけども、実際には条件整備検討会の中でも課題の一つとしてあがっています。出してくださっている資料について質疑をしてくださっているんですけども、引き続き何かありましたらお願いいたします。大丈夫ですか。はい、岩佐委員。

○岩佐委員 文京区では、請願のみメールにあがっている。そこで紹介議員という担保があって、そこでしっかりと本人確認できるという理解だと思っんですけども、なりすましのメールとか、そういったことも、紹介議員の確認をもって、確認しているという。運用までわかるかどうかわからないんですけども、なりすましメールの対応も、文京区さんはご対応されているかわかりますか。

○石綿次長 申し訳ありません。なりすまし対策がどのように実際に運用されているか調査が及んでございません。

○小野委員長 はい。他はいかがでしょうか。よろしいですか。はい。この件については、質疑様々ありましたけれども、他の委員の皆様からご意見はいかがでしょうか。なしでよろしいですか。もしありましたら。よろしいでしょうか。この件について、今後検討すべきことではあると思っんですけども、本陳情の取り扱いについていかがいたしましょうか。これについては、他の自治体の動向も含めて、千代田区としてどういうことを検討していくかとか、そのあたりのところが必要になってはくると思っんですけども、引き続き前向きに検討していく旨を陳情者にお返しするとするのか、それとも継続なのかというところですね。一旦お返しをもうさせていただくということではよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。承知いたしました。それでは、本陳情につきましても、一旦審査を終了とさせていただきます。

送付6-19 請願書・陳情書のオンラインでの提出を可能とするよう求める陳情書の陳情審査を終了いたします。